

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

2月8日～3月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	2月27日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	2月26日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	2月18日(月)・27日(水)、3月6日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	3月4日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	2月12日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	2月22日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	2月16日(土)、3月5日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	2月15日(金) 13:30～15:30 3月2日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	2月16日(土)、3月2日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	2月18日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■～カードの管理はしっかりと!!～

「クレジットカードや運転免許証、健康保険証などの入ったバックを盗まれた。盗まれたカードを第三者が不正に使用した場合でも代金は払わなければならないのか」という相談が寄せられました。

カードには会員規約があり、盗難などによる不正使用は、規約で定められた内容で警察やカード会社への届け出がなされた場合、不正使用された被害額は補てんされますが、本人の管理が不十分だった場合等は支払いを請求されることもありますので注意が必要です。

カードの盗難、紛失に気づいたら…

- すぐに警察に届け出をすること
- カード発行会社に連絡すること
- 各信用情報機関に情報を提供すること
- ・クレジット系 (株)シー・アイ・シー
☎0120-810-414
- ・銀行系 (株)全国銀行個人信用情報センター
☎0120-540-558
- ・消費者金融系 (株)日本信用情報機構(JICC)
☎0120-441-481

●運転免許証、健康保険証の場合はそれぞれの発行機関に届け出をすること

不正使用の被害に遭わないためには…

- ①クレジットの暗証番号は生年月日や電話番号など第三者が容易に推定できるものは使わない。(クレジットカードは、運転免許証や健康保険証と一緒に保管しない)
- ②カード会社から送られてくる利用明細書と利用控を照合すること
- ③カードは人に貸さないこと
などの注意が必要です。

相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.07

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

第2回合同対策委員会を開催

12月19日・20日に文化センター第1・2会議室において、第2回セーフコミュニティ合同対策委員会を開催しました。

この会議では、各対策委員会を2つのグループに分け、日本セーフコミュニティ推進機構の代表理事である白石陽子先生の進行により、ワークショップを行いました。

ワークショップでは、日頃、安心・安全に関する活動に携わっている委員の皆さんから、地域にどんな課題があるかについて、様々な意見を述べていただきました。出された意見を整理したうえで、各対策委員会ごとに発表を行って、課題を共有しました。

今後は、こうした課題に対して、より効果的・

効率的に安心・安全な北本市を実現するためのアイデアを出し合い、セーフコミュニティの活動に生かしていきます。



第2回セーフコミュニティ合同対策委員会の様子

北本あんぜん情報 第64号

市内の犯罪減少する!

北本市内の昨年11月末までの刑法犯認知件数は724件であり、一昨年同時期と比較して49件減少しました。特に街頭犯罪の車上ねらい、部品ねらいが約40%減少しています。

犯罪被害に遭わないために

■車上ねらい対策

車上ねらいとは、駐車中の車内から金品を盗む手口が一般的ですが、駐輪中の自転車のカゴから盗むことも車上ねらいに分類されます。

○車内に貴重品を置いたまま、車を離れない。
○短時間の駐車でも、窓を閉めて、施錠を確実に行う。

○子どもたちが自転車を止めて、その場から離れて遊んでいる時、前カゴからゲーム機等を盗まれる事があるため注意する。

■侵入盗対策

住宅対象の侵入盗には、空き巣(留守中)、忍び込み(就寝後に)、居空き(家人在宅中に別の部屋で物色する)の手口があります。

○戸締りが基本です。短時間の外出でも必ず戸締りをしましょう。

○犯人は、時間がかかる事を嫌います。補助錠・窓の防犯フィルムやアラーム等、防犯用品を活用しましょう。

振り込め詐欺に注意

息子や孫をかたるオレオレ詐欺や、市役所職員や社会保険庁をかたる還付金詐欺の電話が市内でもかかっています。

○どんな理由にもかかわらず、「携帯電話の番号が変わった」には要注意です。会社や友人の携帯電話を借りているなどの嘘もあります。

○「今すぐにお金が必要」や「本日中に還付金の手続きをしてください」などの話は、被害者に考えさせたり、相談させる機会を与えない目的です。

○不審な電話がありましたら、家族や警察に相談してください。

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

